

1次評価結果の概要

総括表

【少子社会対策部所管関係】

施設種別(数)・施設名	指定管理者名	総合評価				特記事項	要改善事項等
		水準を上回る(2点)	水準どおり(1点)	水準を下回る(0点)	加点点		
児童養護施設(6施設)							
1 東京都石神井学園 (P45～)	社会福祉法人 東京都社会福祉事業団	2/19	17/19	0/19	2	23	A 重篤な愛着障害がある児童を対象として生活支援・医療・教育を一体的に支援する「連携型専門ケア機能モデル事業」を実施し、公的役割を果たしている。
2 東京都小山児童学園 (P47～)	社会福祉法人 東京都社会福祉事業団	3/19	16/19	0/19	1	23	A 情緒・行動上の問題を抱える中高生を確実に受け入れるという公的役割を、支援内祭と職員との支援技術を高めながら果たしている。
3 東京都船形学園 (P49～)	社会福祉法人 東京都社会福祉事業団	1/19	17/19	1/19	1	20	A 施設が主催するイベントや地域資源の開拓の際に、住民の社会貢献したいとのニーズを把握し、これをきっかけとして施設行事へのボランティア活動の拡がりを見せている。
4 東京都八街学園 (P53～)	社会福祉法人 東京都社会福祉事業団	1/19	18/19	0/19	1	21	A 地域関係機関とのネットワークに進んで参加するとともに、広場の開放、地域住民の園行事への参加等、地域交流が進んでいる。
5 東京都勝山学園 (P55～)	社会福祉法人東京都社会福祉事業団	3/19	16/19	0/19	2	24	A 園独自の利用者満足度調査と丁寧なフィードバック、職員と児童との個別の宿泊を通して愛着関係を築き、情緒の安定を図っているなど、特徴ある施設運営を行っている。
6 東京都片瀬学園 (P57～)	社会福祉法人東京都社会福祉事業団	0/19	18/19	1/19	1	19	A 満足度調査や児童からあがった要望は、実現可能なよう組織全体で検討し、児童の施設への信頼感につながるよう努めている。
							職員による児童への不適切な支援が発生した。 →園全体でグループワークを実施し、園ルールを規定するなど再発防止策を講じている。

評価項目及び評価基準(②児童・母子・婦人・障害・療育)

施設名 (所在地)	東京都石神井学園 (東京都練馬区石神井台3-35-23)	施設種別	児童養護施設
指定管理者	社会福祉法人東京都社会福祉事業団		

【評価項目】

大項目	項目	確認項目			
適切な管理の履行	協定や事業計画に沿った管理が適切に履行されているか				
		配点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点
	○人員配置は適切か	×1		○	
	○業務の履行は適切か				
	・サービスの開始・終了時の対応は適切か	×1		○	
	・個別状況に応じた計画策定・記録を行っているか	×1		○	
	・利用者の状況に応じたサービスが適切に実施されているか	×1		○	
	・プライバシー保護等個人の尊厳を尊重しているか	×1		○	
	・事務所業務の標準化を図っているか	×1		○	
	○施設等を常に良好な状態で維持管理(軽微な修繕及び整備を含む)しているか	×1		○	
<評価理由> 入所にあたっては、対応が難しい中高生等を迎え入れていることから、児童相談所及び学校との事前調整を通じて入所後スムーズに学校に通うことが出来るよう取り組んでいる。必要な情報を得るため、児童相談所との事前面接で確認する事項等を体系化することで、新任職員でも対応できるようにしているなど、児童等の情報を確実に把握できるようにしている。					
管理状況	個人情報保護、報告等は適切になされているか				
		配点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点
	○情報の保護、共有に取り組んでいるか	×1	○		
	○社会人・福祉サービス事業者として守るべきことを明確にし、その達成に取り組んでいるか	×1		○	
	○利用者へのサービス情報の提供はされているか	×1		○	
	○都への報告は適時、適切になされているか				
	・月例報告等、都への定例的な報告は適切になされているか	×1		○	
	・事故等が発生した場合、必要な措置を取った上で速やかな報告がなされているか	×1		○	
	・都による報告の聴取及び調査に対して、適切な対応を取っているか	×1		○	
	<評価理由> 個人情報保護に関する研修や全職員を対象とした自己チェックに加え、係長以上を対象に管理面の自己チェックを年3回から4回実施している。個人情報の園外持ち出し制限、機密情報は赤ファイルとし施錠管理、保護者連絡先一覧の作成等、個人情報の管理を徹底している。				
安全性の確保	施設の安全性は確保されているか				
		配点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点
	○利用者の安全の確保・向上に計画的に取り組んでいるか	×1		○	
	○施設内外の構造物、設備等の安全の確保について必要な取組を行っているか(指導検査)	×1		○	
<評価理由> 園の危機管理委員会が園のリスクマネジメントの要となり、ヒヤリハットを中核とした事故防止に取り組んでいる。システム入力その他、毎日の朝礼で報告されている。正式報告に至らない簡易的なヒヤリハットもメモとしてシステム入力するとともに、園長まで報告されている。					

評価項目及び評価基準(②児童・母子・婦人・障害・療育)

大項目	項目	確認項目				
財務・財産の状況	適切な財務運営・財産管理が行われているか	配点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点	
		○経理処理は適切か ・法人が行っている他の事業と経理を明確に区分 ・指定管理料を当該施設の管理以外に使用しない ・契約帳簿及び収支を明らかにした経理帳簿等の整備	×1		○	
		○都有財産(物品など)の管理は適切か ・保存物品整理簿の整備 ・不適格品、亡失品等の報告	×1		○	
		○経理に関する書類等の管理は適切か ・契約帳簿及び収支を明らかにした経理帳簿等の保管 (指定管理期間終了後5年間)	×1		○	
		<評価理由> 経理・物品関係の書類は、基本協定に基づいて処理されており、適切に経理処理及び財産管理が行われている。				
事業効果	サービス内容の向上	事業内容、職員対応等について、利用者の反応はどうか				
		配点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点	
		○利用者意向や地域・事業環境に関する情報を収集・活用しているか	×2	○		
		<評価理由> 重篤愛着障害等がある児童を対象として生活支援・医療・教育を一体的に支援する「連携型専門ケア機能モデル事業」に取り組んでいる他、対応が難しい高年齢の被虐待児を積極的に受け入れている。 苦情対応の仕組みとして、第三者委員の子供相談員制度を設けている。毎月2～3回相談員と児童の遊びの場を設け、相談のある児童はその際に相談員に申し出ることになっている。単に設置するだけではない園の取組は評価できる。				

特記事項	最後の砦として子どもたちを受入れていくという覚悟をもち、高齢児童や精神的課題を抱える児童への支援を行っている。重篤愛着障害等がある児童を対象として生活支援・医療・教育を一体的に支援する「連携型専門ケア機能モデル事業」を実施し、公的役割を担う施設としての使命を果たすべく取り組みを行っている。当年度研修方針と受講実績に基づく、体系的、実践的な職員研修の仕組みがあり、確実な職員育成の成果が期待できる。
要改善事項等	—

※各項目の評価理由を基に、総合的かつ具体的に記述してください。また、評価が該当する欄以外についても、記載すべき事項があれば、記入してください。
 ※「さらなる取組が期待される点」を記述する際には、その要求が協定等の範囲内にあることを確認してください。

【一次評価結果】

評点	標準点	評価基準				一次評価結果	得点	A
	20点	S 27点以上	A+ 25点以上 26点以下	A 18点以上 24点以下	B 17点以下			

※指定管理者の責に帰すべき事由により、①利用者等の生命・身体・財産に重大な損害が生じた場合、②施設運営に関連して法令・協定等に関する違反があった場合、③その他公の施設の設置者としての都の信頼を損ねた場合には、改善の有無を問わずに「B」と評価すること。

なお、上記の各号に該当するか否かの判断にあたっては、事業の悪質性、社会的影響や施設の管理運営との関連性などを設置条例の規定等に照らし、総合的に判断すること。

【確認事項】

事業者の財務状況	特段の問題は見当たらない。
----------	---------------

※財務諸表上から得られた情報や財務分析結果など、客観的な情報を記述してください。

特命要件の継続	公的役割を果たす施設として、都の政策との連動性及び管理運営の特殊性が高く、利用者への長期的な安定したサービス提供が求められるため。継続有。
---------	---

※特命により指定管理者を選定している場合、特命要件を挙げ、各要件の継続の有無を確認してください。

評価項目及び評価基準(②児童・母子・婦人・障害・療育)

施設名 (所在地)	東京都小山児童学園 (東京都東久留米市野火止2-22-26)	施設種別	児童養護施設
指定管理者	社会福祉法人東京都社会福祉事業団		

【評価項目】

大項目	項目	確認項目			
適切な管理の履行	協定や事業計画に沿った管理が適切に履行されているか				
		配点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点
	○人員配置は適切か	×1		○	
	○業務の履行は適切か				
	・サービスの開始・終了時の対応は適切か	×1		○	
	・個別状況に応じた計画策定・記録を行っているか	×1	○		
	・利用者の状況に応じたサービスが適切に実施されているか	×1	○		
	・プライバシー保護等個人の尊厳を尊重しているか	×1		○	
	・事務所業務の標準化を図っているか	×1		○	
	○施設等を常に良好な状態で維持管理(軽微な修繕及び整備を含む)しているか	×1		○	
<p>〈評価理由〉高年齢児や民間施設で対応困難な児童を受け入れており、高年齢児の割合は定員の70%を占めている。中高生の児童が多い状況から退所までの時間が短いことや、目前の進路選択を踏まえ、自立支援担当職員を中心に早期に自立に向けた支援に取り組む体制整備を図っている。また、自立支援コーディネーターが寮職員と連携してアフターケアを計画的に進めている。</p>					
管理状況	個人情報保護、報告等は適切になされているか				
		配点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点
	○情報の保護、共有に取り組んでいるか	×1		○	
	○社会人・福祉サービス事業者として守るべきことを明確にし、その達成に取り組んでいるか	×1		○	
	○利用者へのサービス情報の提供はされているか	×1	○		
	○都への報告は適時、適切になされているか				
	・月例報告等、都への定例的な報告は適切になされているか	×1		○	
	・事故等が発生した場合、必要な措置を取った上で速やかな報告がなされているか	×1		○	
	・都による報告の聴取及び調査に対して、適切な対応を取っているか	×1		○	
	<p>〈評価理由〉個人情報保護について職員の理解を深め、適正管理を徹底するため研修を実施するとともに、「個人情報保護方針」を職員が毎月、輪読している。高年齢児の入所が多いことから、入所前の見学を勧め、入所の意思確認を行っている。</p>				
安全性の確保	施設の安全性は確保されているか				
		配点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点
	○利用者の安全の確保・向上に計画的に取り組んでいるか	×1		○	
	○施設内外の構造物、設備等の安全の確保について必要な取組を行っているか(指導検査)	×1		○	
<p>〈評価理由〉「ココカラ委員会(性教育)」の活動が活発であり、他施設の性教育の実践を学ぶ機会を設け、子どもへの伝え方等支援に活かしている。建物等の老朽化が進んでいるものの必要な設備等の改修を行っており、生活環境の整備を図っている。</p>					

評価項目及び評価基準(②児童・母子・婦人・障害・療育)

大項目	項目	確認項目				
財務・財産の状況		適切な財務運営・財産管理が行われているか	配点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点
		○経理処理は適切か ・法人が行っている他の事業と経理を明確に区分 ・指定管理料を当該施設の管理以外に使用しない ・契約帳簿及び収支を明らかにした経理帳簿等の整備	×1		○	
		○都有財産(物品など)の管理は適切か ・保存物品整理簿の整備 ・不適格品、亡失品等の報告	×1		○	
		○経理に関する書類等の管理は適切か ・契約帳簿及び収支を明らかにした経理帳簿等の保管 (指定管理期間終了後5年間)	×1		○	
		〈評価理由〉 経理・物品関係の書類は、基本協定に基づいて処理されており、適切に経理処理及び財産管理が行われている。				
事業効果	サービス内容の向上	事業内容、職員対応等について、利用者の反応はどうか	配点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点
		○利用者意向や地域・事業環境に関する情報を収集・活用しているか	×2		○	
		〈評価理由〉 施設は自治会の一員として盆踊り大会、餅つき大会、総合防災訓練を共催によって継続的にしている。この他地元の自然保護団体との協力を得て、近隣河川の清掃や観察を行っている。多くの取組により施設は地域の一員であり、相互に協力し合うことの重要性を子どもたちに伝えている。				

特記事項	<p>・特に評価すべき点 情緒・行動上の問題を抱える中高生(中高生の割合70%程度)を確実に受け入れるという公的役割を、支援内容と職員の支援技術を高めながら果たしている。 職員が良い支援や参考事例等を認め合う「取り組み発見シート」を活用して、職員相互が認め合う取り組みを継続して実施している。これらの取組が職員間のコミュニケーションを深め、互いに協力し合う関係の構築に繋がっている。</p>
要改善事項等	—

※各項目の評価理由を基に、総合的かつ具体的に記述してください。また、評価が該当する欄以外についても、記載すべき事項があれば、記入してください。

【一次評価結果】

評点	標準点	評価基準				一次評価結果	得点	A
	20点	S	A ⁺	A	B		23点	
		27点以上	25点以上 26点以下	18点以上 26点以下	17点以下			

※指定管理者の責に帰すべき事由により、①利用者等の生命・身体・財産に重大な損害が生じた場合、②施設運営に関連して法令・協定等に関する違反があった場合、③その他公の施設の設置者としての都の信頼を損ねた場合には、改善の有無を問わずに「B」と評価すること。

なお、上記の各号に該当するか否かの判断にあたっては、事業の悪質性、社会的影響や施設の管理運営との関連性などを設置条例の規定等に照らし、総合的に判断すること。

【確認事項】

事業者の財務状況	特段の問題は見当たらない。
----------	---------------

※財務諸表上から得られた情報や財務分析結果など、客観的な情報を記述してください。

特命要件の継続	公的役割を果たす施設として、都の政策との連動性及び管理運営の特殊性が高く、利用者への長期的な安定したサービス提供が求められるため、継続有。
---------	---

※特命により指定管理者を選定している場合、特命要件を挙げ、各要件の継続の有無を確認してください。

評価項目及び評価基準(②児童・母子・婦人・障害・療育)

施設名 (所在地)	東京都船形学園 (千葉県館山市船形1377)	施設種別	児童養護施設
指定管理者	社会福祉法人東京都社会福祉事業団		

【評価項目】

大項目	項目	確認項目			
		配点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点
適切な管理の履行	協定や事業計画に沿った管理が適切に履行されているか				
	○人員配置は適切か	×1		○	
	○業務の履行は適切か				
	・サービスの開始・終了時の対応は適切か	×1	○		
	・個別状況に応じた計画策定・記録を行っているか	×1		○	
	・利用者の状況に応じたサービスが適切に実施されているか	×1		○	
	・プライバシー保護等個人の尊厳を尊重しているか	×1			○
	・事務所業務の標準化を図っているか	×1		○	
	○施設等を常に良好な状態で維持管理(軽微な修繕及び整備を含む)しているか	×1		○	
	<評価理由>入所後一か月は当初重点観察記録に沿って児童の状況を記録しており、これらの観察記録及び児童票の情報等を基に個々の児童の配慮事項を把握し、「セーフティファイル」としてまとめており、児童の安全に留意した支援につながるよう取り組んでいる。 職員による児童への不適切な支援が発生した。不適切な支援に関する職員への指導方法を検討しており、6月中旬に改善報告がされる予定。				
管理状況	個人情報保護、報告等は適切になされているか				
	○情報の保護、共有に取り組んでいるか	×1		○	
	○社会人・福祉サービス事業者として守るべきことを明確にし、その達成に取り組んでいるか	×1		○	
	○利用者へのサービス情報の提供はされているか	×1		○	
	○都への報告は適時、適切になされているか				
	・月例報告等、都への定例的な報告は適切になされているか	×1		○	
	・事故等が発生した場合、必要な措置を取った上で速やかな報告がなされているか	×1		○	
	・都による報告の聴取及び調査に対して、適切な対応を取っているか	×1		○	
	<評価理由>保護者向け、児童向けのパンフレットを作成しており、生活する部屋、学校、クラブ活動、洋服、小遣い、食事のことなど、施設での生活がイメージできるよう工夫されている。				
	安全性の確保	施設の安全性は確保されているか			
○利用者の安全の確保・向上に計画的に取り組んでいるか		×1		○	
○施設内外の構造物、設備等の安全の確保について必要な取組を行っているか(指導検査)		×1		○	
<評価理由>防災、不審者対応訓練等により、防災・防犯対策の強化に努めている。さらに防犯対策として警察署員による訓練もあり、防犯意識の向上を図っている。					

評価項目及び評価基準(②児童・母子・婦人・障害・療育)

大項目	項目	確認項目				
財務・財産の状況	適切な財務運営・財産管理が行われているか	配点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点	
		○経理処理は適切か ・法人が行っている他の事業と経理を明確に区分 ・指定管理料を当該施設の管理以外に使用しない ・契約帳簿及び収支を明らかにした経理帳簿等の整備	×1		○	
		○都有財産(物品など)の管理は適切か ・保存物品整理簿の整備 ・不適格品、亡失品等の報告	×1		○	
		○経理に関する書類等の管理は適切か ・契約帳簿及び収支を明らかにした経理帳簿等の保管 (指定管理期間終了後5年間)	×1		○	
〈評価理由〉 経理・物品関係の書類は、基本協定に基づいて処理されており、適切に経理処理及び財産管理が行われている。						
事業効果	サービス内容の向上	事業内容、職員対応等について、利用者の反応はどうか				
		配点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点	
		○利用者意向や地域・事業環境に関する情報を収集・活用しているか	×2		○	
〈評価理由〉園独自の利用者満足度調査を継続実施している。調査結果は権利擁護委員会において分析し、結果を児童にもフィードバックしている。						

特記事項	・特に評価すべき点(「S」の場合は必ず記入) 施設が主催する地域住民を対象としたCAP(子どもへの暴力防止プログラム)等を通じて、施設を社会資源として活用できるよう働きかけること、また、地域資源を開拓して情報収集を行い、児童が関心を持って参加できる環境を整えている。こうした取組を通じて、住民等の社会貢献したいとのニーズを把握し、これをきっかけとして施設行事等へのボランティア活動の拡がりを見せてきた。
要改善事項等	職員による児童へ不適切な支援が発生した。 不適切な支援に関する職員への指導方法を検討しており、6月中旬に改善報告がされる予定である。

※各項目の評価理由を基に、総合的かつ具体的に記述してください。また、評価が該当する欄以外についても、記載すべき事項があれば、記入してください。

【一次評価結果】

評点	標準点	評価基準				一次評価結果	得点	A
		S	A*	A	B			
	20点	27点以上	25点以上 26点以下	18点以上 24点以下	17点以下	20点		

※指定管理者の責に帰すべき事由により、①利用者等の生命・身体・財産に重大な損害が生じた場合、②施設運営に関連して法令・協定等に関する違反があった場合、③その他公の施設の設置者としての都の信頼を損ねた場合には、改善の有無を問わずに「B」と評価すること。

なお、上記の各号に該当するか否かの判断にあたっては、事案の悪質性、社会的影響や施設の管理運営との関連性などを設置条例の規定等に照らし、総合的に判断すること。

【確認事項】

事業者の財務状況	特段の問題は見当たらない。
----------	---------------

※財務諸表上から得られた情報や財務分析結果など、客観的な情報を記述してください。

特命要件の継続	頻繁な法人交代を避け、処遇の継続性と施設の安定性を確保する必要があるため。継続有。
---------	---

※特命により指定管理者を選定している場合、特命要件を挙げ、各要件の継続の有無を確認してください。

要改善事項等に関する状況

(施設名)	東京都船形学園	(種別)	児童養護施設
(指定管理者)	社会福祉法人東京都社会福祉事業団		

	要改善事項等	取組方針	取組結果
1	職員による児童への不適切な支援が発生した。再発防止策を講じ改善に取り組むこと。	児童への不適切な支援が発生しないよう、再発防止に向けて職員への指導方法を検討する。	6月中旬に改善報告がされる予定。
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

※改善の取組を実施済であれば、取組結果も記載すること。
 ※現在、取組中である場合、又は今後、取組を行う場合であれば、取組結果欄に取組中である旨又は取組経過等を記載すること。

評価項目及び評価基準(②児童・母子・婦人・障害・療育)

施設名 (所在地)	東京都八街学園 (千葉県八街市に151)	施設種別	児童養護施設
指定管理者	社会福祉法人東京都社会福祉事業団		

【評価項目】

大項目	項目	確認項目			
適切な管理の履行	協定や事業計画に沿った管理が適切に履行されているか				
		配点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点
	○人員配置は適切か	×1		○	
	○業務の履行は適切か				
	・サービスの開始・終了時の対応は適切か	×1		○	
	・個別状況に応じた計画策定・記録を行っているか	×1		○	
	・利用者の状況に応じたサービスが適切に実施されているか	×1		○	
	・プライバシー保護等個人の尊厳を尊重しているか	×1		○	
	・事務所業務の標準化を図っているか	×1	○		
	○施設等を常に良好な状態で維持管理(軽微な修繕及び整備を含む)しているか	×1		○	
〈評価理由〉事例検討会や課題別研修を実施するなど、内部研修を計画的に実施し、児童養護施設職員としての資質向上に努めている。新任職員には法人の研修に加え、新任職員学習会を年数回実施するなど職員育成に力を入れている。					
管理状況	個人情報保護、報告等は適切になされているか				
		配点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点
	○情報の保護、共有に取り組んでいるか	×1		○	
	○社会人・福祉サービス事業者として守るべきことを明確にし、その達成に取り組んでいるか	×1		○	
	○利用者へのサービス情報の提供はされているか	×1		○	
	○都への報告は適時、適切になされているか				
	・月例報告等、都への定例的な報告は適切になされているか	×1		○	
	・事故等が発生した場合、必要な措置を取った上で速やかな報告がなされているか	×1		○	
	・都による報告の聴取及び調査に対して、適切な対応を取っているか	×1		○	
	〈評価理由〉個人情報保護については、毎年、情報セキュリティ・個人情報保護研修会を実施している。また、児童にわかりやすい案内「みなさんの情報を守るために」を作成し、周知を図っている。				
安全性の確保	施設の安全性は確保されているか				
		配点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点
	○利用者の安全の確保・向上に計画的に取り組んでいるか	×1		○	
	○施設内外の構造物、設備等の安全の確保について必要な取組を行っているか(指導検査)	×1		○	
〈評価理由〉災害時の災害対策本部の設置や関係機関への連絡体制等、施設内の役割を明確にしたBCP(事業継続計画)及び各種マニュアルが整備され、これらに基づき避難訓練等が計画的に実施されている。					

評価項目及び評価基準(②児童・母子・婦人・障害・療育)

大項目	項目	確認項目				
財務・財産の状況		適切な財務運営・財産管理が行われているか	配点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点
		○経理処理は適切か ・法人が行っている他の事業と経理を明確に区分 ・指定管理料を当該施設の管理以外に使用しない ・契約帳簿及び収支を明らかにした経理帳簿等の整備	×1		○	
		○都有財産(物品など)の管理は適切か ・保存物品整理簿の整備 ・不適格品、亡失品等の報告	×1		○	
		○経理に関する書類等の管理は適切か ・契約帳簿及び収支を明らかにした経理帳簿等の保管 (指定管理期間終了後5年間)	×1		○	
		〈評価理由〉 経理・物品関係の書類は、基本協定に基づいて処理されており、適切に経理処理及び財産管理が行われている。				
事業効果	サービス内容の向上	事業内容、職員対応等について、利用者の反応はどうか	配点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点
		○利用者意向や地域・事業環境に関する情報を収集・活用しているか	×2		○	
		〈評価理由〉地域の一員として、施設長は町内会長を務めており、各種行事の準備から参画している。地域の一員として自治会の行事等に参加しており、住民との交流が日常的に行われている。				

特記事項	・特に評価すべき点(「S」の場合は必ず記入) 地域関係機関とのネットワークに進んで参加するとともに、広場等の開放、地域住民の納涼祭等への参加促進、児童の地域行事への積極的な参加等、地域交流を進めている。
要改善事項等	—

※各項目の評価理由を基に、総合的かつ具体的に記述してください。また、評価が該当する欄以外についても、記載すべき事項があれば、記入してください。

【一次評価結果】

評点	標準点	評価基準				一次評価結果	得点	A
		S	A ⁺	A	B			
	20点	27点以上	25点以上 26点以下	18点以上 24点以下	17点以下		21点	

※指定管理者の責に帰すべき事由により、①利用者等の生命・身体・財産に重大な損害が生じた場合、②施設運営に関連して法令・協定等に関する違反があった場合、③その他公の施設の設置者としての都の信頼を損ねた場合には、改善の有無を問わずに「B」と評価すること。

なお、上記の各号に該当するか否かの判断にあたっては、事案の悪質性、社会的影響や施設の管理運営との関連性などを設置条例の規定等に照らし、総合的に判断すること。

【確認事項】

事業者の財務状況	特段の問題は見当たらない。
----------	---------------

※財務諸表上から得られた情報や財務分析結果など、客観的な情報を記述してください。

特命要件の継続	頻繁な法人交代を避け、処遇の継続性と施設の安定性を確保するため。継続有。
---------	--------------------------------------

※特命により指定管理者を選定している場合、特命要件を挙げ、各要件の継続の有無を確認してください。

評価項目及び評価基準(②児童・母子・婦人・障害・療育)

施設名 (所在地)	東京都勝山学園 (千葉県安房郡鋸南町下佐久間1469)	施設種別	児童養護施設
指定管理者	社会福祉法人東京都社会福祉事業団		

【評価項目】

大項目	項目	確認項目				
適切な管理の履行	協定や事業計画に沿った管理が適切に履行されているか		配点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点
	○人員配置は適切か		×1		○	
	○業務の履行は適切か					
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの開始・終了時の対応は適切か ・個別状況に応じた計画策定・記録を行っているか ・利用者の状況に応じたサービスが適切に実施されているか ・プライバシー保護等個人の尊厳を尊重しているか ・事務所業務の標準化を図っているか 		×1		○	
	○施設等を常に良好な状態で維持管理(軽微な修繕及び整備を含む)しているか		×1		○	
	<p><評価理由>児童一人ひとりに即したアセスメントは詳細に作成され、職員間で共有されている。家族とのかかわりの薄い児童には職員との個別宿泊を実施するなど、個別にかかわる時間をとって愛着の形成や情緒の安定を図っている。</p>					
	個人情報保護、報告等は適切になされているか		配点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点
	○情報の保護、共有に取り組んでいるか		×1		○	
	○社会人・福祉サービス事業者として守るべきことを明確にし、その達成に取り組んでいるか		×1		○	
	○利用者へのサービス情報の提供はされているか		×1		○	
	○都への報告は適時、適切になされているか					
	<ul style="list-style-type: none"> ・月例報告等、都への定例的な報告は適切になされているか ・事故等が発生した場合、必要な措置を取った上で速やかな報告がなされているか ・都による報告の聴取及び調査に対して、適切な対応を取っているか 		×1		○	
	<p><評価理由>内外向けの広報誌を発行し、施設の様子やお知らせなどを掲載している。地域の回覧板に挟んでもらったり、小中学校、交番や消防署、地域の高齢者クラブ等へ配布し、施設への理解を得ている。</p>					
安全性の確保	施設の安全性は確保されているか		配点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点
	○利用者の安全の確保・向上に計画的に取り組んでいるか		×1	○		
	○施設内外の構造物、設備等の安全の確保について必要な取組を行っているか(指導検査)		×1		○	
<p><評価理由>施設は一時避難場所に指定されており、平成29年度は大規模防災訓練を実施し、地域住民約100人の参加があった。また、通常の防災訓練では炊き出し訓練やテント設営及び備蓄食品を食べる体験をするなど、実践的であり、地域住民へも参加を呼び掛けている。</p>						

評価項目及び評価基準(②児童・母子・婦人・障害・療育)

大項目	項目	確認項目																
財務・財産の状況		適切な財務運営・財産管理が行われているか																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>配点</th> <th>水準を上回る 2点</th> <th>水準どおり 1点</th> <th>水準を下回る 0点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○経理処理は適切か ・法人が行っている他の事業と経理を明確に区分 ・指定管理料を当該施設の管理以外に使用しない ・契約帳簿及び収支を明らかにした経理帳簿等の整備</td> <td>×</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○都有財産(物品など)の管理は適切か ・保存物品整理簿の整備 ・不適格品、亡失品等の報告</td> <td>×</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○経理に関する書類等の管理は適切か ・契約帳簿及び収支を明らかにした経理帳簿等の保管 (指定管理期間終了後5年間)</td> <td>×</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	配点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点	○経理処理は適切か ・法人が行っている他の事業と経理を明確に区分 ・指定管理料を当該施設の管理以外に使用しない ・契約帳簿及び収支を明らかにした経理帳簿等の整備	×	○		○都有財産(物品など)の管理は適切か ・保存物品整理簿の整備 ・不適格品、亡失品等の報告	×	○		○経理に関する書類等の管理は適切か ・契約帳簿及び収支を明らかにした経理帳簿等の保管 (指定管理期間終了後5年間)	×	○	
		配点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点													
		○経理処理は適切か ・法人が行っている他の事業と経理を明確に区分 ・指定管理料を当該施設の管理以外に使用しない ・契約帳簿及び収支を明らかにした経理帳簿等の整備	×	○														
○都有財産(物品など)の管理は適切か ・保存物品整理簿の整備 ・不適格品、亡失品等の報告	×	○																
○経理に関する書類等の管理は適切か ・契約帳簿及び収支を明らかにした経理帳簿等の保管 (指定管理期間終了後5年間)	×	○																
〈評価理由〉 経理・物品関係の書類は、基本協定に基づいて処理されており、適切に経理処理及び財産管理が行われている。																		
事業内容、職員対応等について、利用者の反応はどうか																		
事業効果	サービス内容の向上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配点</th> <th>水準を上回る 2点</th> <th>水準どおり 1点</th> <th>水準を下回る 0点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○利用者意向や地域・事業環境に関する情報を収集・活用しているか</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>〈評価理由〉毎年、利用者満足度調査(回答しやすい「ほんとうのきもち」と名付けている)を実施し、平成29年度は「暴言・暴力について」「自由に意見が言えることについて」「相談できることについて」「個人情報について」等を聞いている。一つひとつの意見に職員が丁寧な返信コメントを作成し、児童に読みやすい冊子を編集している。</p>	配点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点	○利用者意向や地域・事業環境に関する情報を収集・活用しているか	○										
配点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点															
○利用者意向や地域・事業環境に関する情報を収集・活用しているか	○																	

特記事項	<p>・特に評価すべき点(「S」の場合は必ず記入) 園独自の利用者満足度調査と丁寧なフィードバック、職員と児童との個別の宿泊を通して愛着関係を築き、情緒の安定を図っているなど、特徴ある施設運営を行っている。 職員の精神的な負担を少なくするためにチームで仕事をすることを重視し、ラインを超えて職員間で相互協力している。</p>
要改善事項等	—

※各項目の評価理由を基に、総合的かつ具体的に記述してください。また、評価が該当する欄以外についても、記載すべき事項があれば、記入してください。

【一次評価結果】

評点	標準点	評価基準				一次評価結果	得点	A
		S	A ⁺	A	B			
	20点	27点以上	25点以上 26点以下	18点以上 24点以下	17点以下		24点	

※指定管理者の責に帰すべき事由により、①利用者等の生命・身体・財産に重大な損害が生じた場合、②施設運営に関連して法令・協定等に関する違反があった場合、③その他公の施設の設置者としての都の信頼を損ねた場合には、改善の有無を問わずに「B」と評価すること。

なお、上記の各号に該当するか否かの判断にあたっては、事業の悪質性、社会的影響や施設の管理運営との関連性などを設置条例の規定等に照らし、総合的に判断すること。

【確認事項】

事業者の財務状況	特段の問題は見当たらない。
----------	---------------

※財務諸表上から得られた情報や財務分析結果など、客観的な情報を記述してください。

特命要件の継続	頻繁な法人交代を避け、処遇の継続性と施設の安定性を確保する必要があるため。継続有。
---------	---

※特命により指定管理者を選定している場合、特命要件を挙げ、各要件の継続の有無を確認してください。

評価項目及び評価基準(②児童・母子・婦人・障害・療育)

施設名 (所在地)	東京都片瀬学園 (神奈川県藤沢市片瀬4-9-38)	施設種別	児童養護施設
指定管理者	社会福祉法人東京都社会福祉事業団		

【評価項目】

大項目	項目	確認項目			
適切な管理の履行	協定や事業計画に沿った管理が適切に履行されているか				
		配点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点
	○人員配置は適切か	×1		○	
	○業務の履行は適切か				
	・サービスの開始・終了時の対応は適切か	×1		○	
	・個別状況に応じた計画策定・記録を行っているか	×1		○	
	・利用者の状況に応じたサービスが適切に実施されているか	×1		○	
	・プライバシー保護等個人の尊厳を尊重しているか	×1			○
	・事務所業務の標準化を図っているか	×1		○	
	○施設等を常に良好な状態で維持管理(軽微な修繕及び整備を含む)しているか	×1		○	
<評価理由>児童自身が自分の頑張りを認識できるよう「がんばり表」等を使って可視化し、意欲につながるよう働きかけるとともに、自立支援計画に反映させている。 職員による児童への不適切な支援が発生した。園全体でグループワークを実施し、園ルールを規定するなど再発防止策を講じている。					
管理状況	個人情報保護、報告等は適切になされているか				
		配点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点
	○情報の保護、共有に取り組んでいるか	×1		○	
	○社会人・福祉サービス事業者として守るべきことを明確にし、その達成に取り組んでいるか	×1		○	
	○利用者へのサービス情報の提供はされているか	×1		○	
	○都への報告は適時、適切になされているか				
	・月例報告等、都への定例的な報告は適切になされているか	×1		○	
	・事故等が発生した場合、必要な措置を取った上で速やかな報告がなされているか	×1		○	
	・都による報告の聴取及び調査に対して、適切な対応を取っているか	×1		○	
	<評価理由>施設内ネットワークを活用して、情報の保護・共有化を図っており、共有すべき情報は可能な限りネットワークに掲載することを承知している。また、児童へ渡す生活のしおりは、「片瀬学園ってどんなところ」「寮生活はこんな感じ」というように児童へ話しかけるような表現で施設生活を伝えている。				
安全性の確保	施設の安全性は確保されているか				
		配点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点
	○利用者の安全の確保・向上に計画的に取り組んでいるか	×1		○	
○施設内外の構造物、設備等の安全の確保について必要な取組を行っているか(指導検査)	×1		○		
<評価理由>防災訓練では、施設の立地環境を考慮し、津波避難訓練を実施している。感染症に関しては全職員に予防研修を実施し注意を促している。					

評価項目及び評価基準(②児童・母子・婦人・障害・療育)

大項目	項目	確認項目				
財務・財産の状況		適切な財務運営・財産管理が行われているか				
		配点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点	
		○経理処理は適切か ・法人が行っている他の事業と経理を明確に区分 ・指定管理料を当該施設の管理以外に使用しない ・契約帳簿及び収支を明らかにした経理帳簿等の整備	×1	○		
		○都有財産(物品など)の管理は適切か ・保存物品整理簿の整備 ・不適格品、亡失品等の報告	×1	○		
		○経理に関する書類等の管理は適切か ・契約帳簿及び収支を明らかにした経理帳簿等の保管 (指定管理期間終了後5年間)	×1	○		
		〈評価理由〉 経理・物品関係の書類は、基本協定に基づいて処理されており、適切に経理処理及び財産管理が行われている。				
事業効果	サービス内容の向上	事業内容、職員対応等について、利用者の反応はどうか				
		配点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点	
		○利用者意向や地域・事業環境に関する情報を収集・活用しているか	×2	○		
		〈評価理由〉毎年テーマを決めて、満足度調査を実施し、その調査結果や要望を児童にフィードバックしている。児童の要望から、学習塾通塾、携帯電話の所持等の施設内の生活ルールの改善につながっている。				

特記事項	・特に評価すべき点(「S」の場合は必ず記入) 満足度調査や児童からあがった要望は、実現可能となるよう組織全体で検討し、児童の施設への信頼感につながるように努めている。児童の支援に関する事例検討会を開催しており、子どもの全体像を把握するとともに、ニーズや課題を抽出して支援方法等を見出している。
要改善事項等	職員から児童への不適切な支援が発生した。 異性児童に対する就寝対応等について、園全体でグループワークを実施し、園ルールを策定するなど、再発防止策を講じている。

※各項目の評価理由を基に、総合的かつ具体的に記述してください。また、評価が該当する欄以外についても、記載すべき事項があれば、記入してください。

【一次評価結果】

評点	標準点	評価基準				一次評価結果	得点	A
		S	A*	A	B			
	20点	27点以上	25点以上 26点以下	18点以上 24点以下	17点以下		19点	

※指定管理者の責に帰すべき事由により、①利用者等の生命・身体・財産に重大な損害が生じた場合、②施設運営に関連して法令・協定等に関する違反があった場合、③その他公の施設の設置者としての都の信頼を損ねた場合には、改善の有無を問わずに「B」と評価すること。

なお、上記の各号に該当するか否かの判断にあたっては、事案の悪質性、社会的影響や施設の管理運営との関連性などを設置条例の規定等に照らし、総合的に判断すること。

【確認事項】

事業者の財務状況	特段の問題は見当たらない。
----------	---------------

※財務諸表上から得られた情報や財務分析結果など、客観的な情報を記述してください。

特命要件の継続	頻繁な法人交代を避け、処遇の継続性と施設の安定性を確保する必要があるため。継続有。
---------	---

※特命により指定管理者を選定している場合、特命要件を挙げ、各要件の継続の有無を確認してください。

要改善事項等に関する状況

(施設名)	東京都片瀬学園	(種別)	児童養護施設
(指定管理者)	社会福祉法人東京都社会福祉事業団		

	要改善事項等	取組方針	取組結果
1	職員による児童への不適切な支援が発生した。再発防止策を講じ改善に取り組むこと。	児童に対する適切な関わり方について、園全体でグループワークを実施し、園ルールを策定する。	児童に対する適切な関わり方について園全体でグループワークを実施し、園ルールを策定したほか、職員研修の強化等、再発防止に取り組んだ。
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

※改善の取組を実施済であれば、取組結果も記載すること。
 ※現在、取組中である場合、又は今後、取組を行う場合であれば、取組結果欄に取組中である旨又は取組経過等を記載すること。

